

刑事事件における 社会復帰支援について

東京社会福祉士会 司法福祉委員会 委員長
小林良子

東京地検 社会復帰支援室の紹介

- 社会復帰支援室の歩み
- 検察庁での社会復帰支援
- 東京地検における社会復帰に向けた取り組み
- 相談対応の内訳
- 社会復帰支援室の取組の流れ
- 同行支援
- 保護観察所との協働～更生緊急保護の重点実施など
- 新しい取組
- 事例

社会復帰支援室の歩み

- 以前は各検察官による再犯防止に向けた個別的な努力と取組
- 平成16年 山本讓司「獄窓記」がそもそもの始まり
- 平成18年度 罪を犯した障害者の地域生活支援に関する研究
- 平成21年度から地域生活定着支援センターで出口支援
- その後、被疑者・被告人への対応の研究が始まる
- 平成24年犯罪対策閣僚会議「再犯防止に向けた総合対策」
- 入り口支援の重要性一幾つかの検察庁で取組が始まる
(弁護士会でも始まる)
- 平成25年1月 東京地検社会復帰支援準備室発足
- 平成25年4月 東京地検社会復帰支援室発足

犯罪対策閣僚会議 「再犯防止に向けた総合対策」

目標: 出所後2年以内の再入所者の割合を2割以上削減

対策: 出所者の居場所(住居)と出番(仕事)の確保

→ 出口支援の強化

入り口支援の必要

これまで、被疑者・被告人について、更生緊急保護制度の他には、司法関係者が福祉等の利用を仲立ちするシステムがなかった。

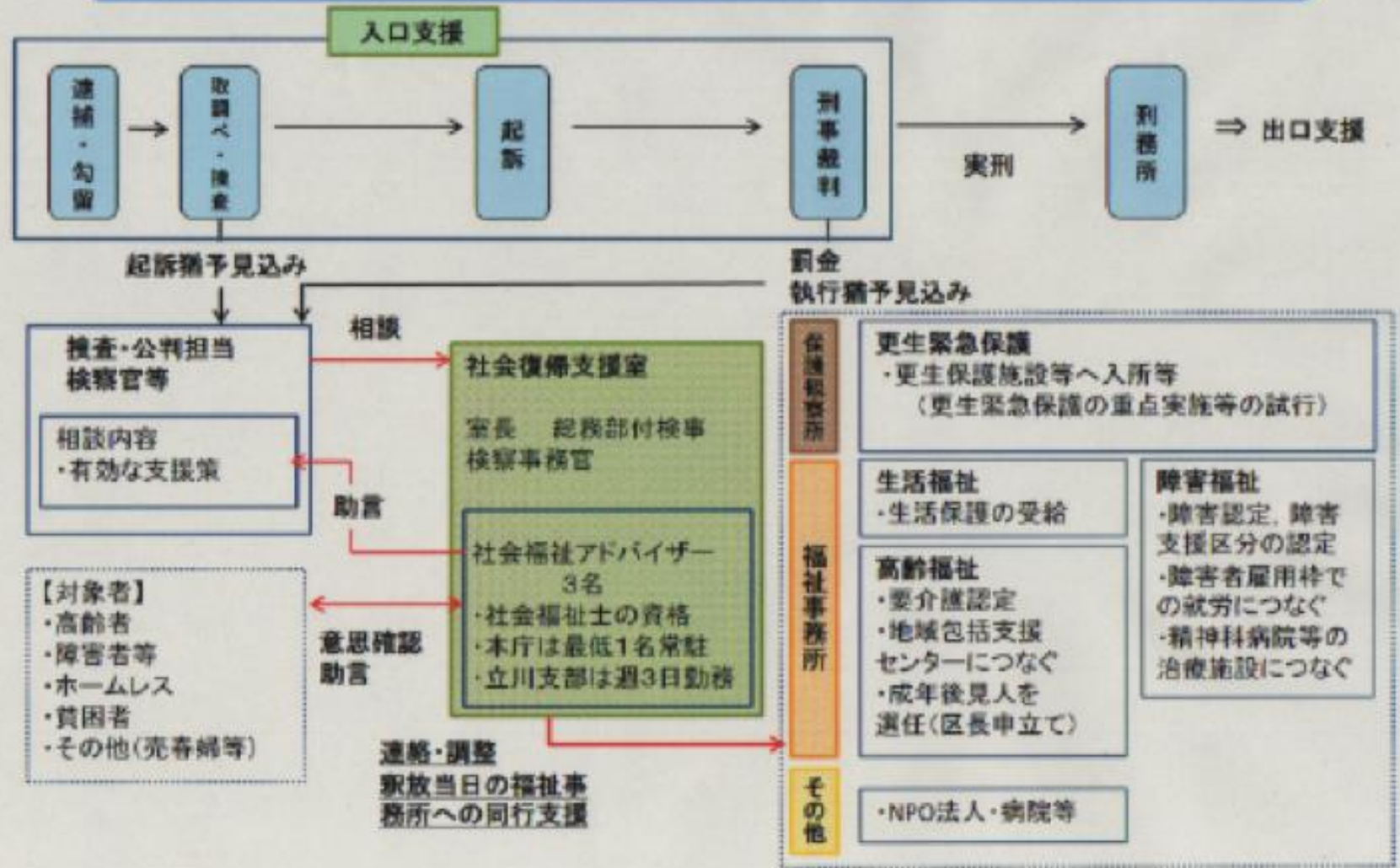
→ 出口支援と同様の取組(入口支援)が必要。

→ 社会復帰支援室を設置

検察庁での社会復帰支援

- 最高検
- 札幌・仙台・東京・横浜・静岡・京都・大阪・神戸・広島の各検察で行われており、形態は様々である。
- 東京地検は、4人の社会福祉士がアドバイザーとして交代で勤務しており、霞が関は毎日、立川は週4日の体制である。
- 全体としては、総務部に属しており、室長検事ほか、事務官が霞が関5名、立川は3名となっている。

東京地検における社会復帰支援に向けた取組



社会復帰支援室の取組の流れ

- 1. 相談
 - 検事より、障害や高齢、その他の理由により、主に起訴猶予が予想されるケースを、社会復帰支援室に釈放後の再犯を防ぐための方法として相談が寄せられる。
- 2. 見立て
 - 社会福祉アドバイザーが、調書等の資料から対象者の見立てを行い、室長検事と共に、相談検事と面談。調べの際の様子を確認して、つなぐ方向性を決める。(最終処分には関わらない)
- 3. 同意書
 - 関係機関とつなぐために同意を検事取る。一同意書
 - 場合によっては面談を行う一面談同意書

社会復帰支援室の取組の流れ-2

- 4. 関係機関との調整
 - 見立てに沿って、調整を行う。住所のある人とない人では、まずの相談先が異なっている。主な調整先は、以下のとおり。
 - ①福祉事務所—圧倒的にホームレスが多いため。
 - ②保健師—統合失調症等の既往症があったりアルコール問題を抱えている場合で、住所のある人
 - ③地域包括支援センター等高齢者行政関係
 - ④NPO団体—ホームレス支援団体等
- 5. 同行支援
 - 釈放日に事務官が付き添い、関係機関—ex.福祉事務所へいく。
 - 困難事例は、社会福祉アドバイザーが同行する。
 - 更生緊急保護の場合は、事前に保護観察所に説明をする。

同行支援～支援をより確実にするために～

- 同行支援とは
 - 社会復帰支援室の職員が福祉事務所等のつなぎ先まで支援対象者に同行して、手続きのサポートを行う(弁護人が付いていれば弁護人に依頼)
- 同行支援の目的
 - 支援対象者によっては、事前調整を行っていても、釈放後調整先にたどり着かない、または適切な手続きを進められない場合もあり、役所や相談先の敷居を一緒にまたぐようにしている。
 - 窓口まで赴いたものの、当初想定 of 支援が実現できず、他のつなぎ先までつなぎ直すこともある
 - 支援先を確保しても「街に消える」恐れがあり、支援を確実に結びつけるために
- 同行支援への警察の協力

保護観察所との協働

更生緊急保護の重点実施など

- 再犯防止のための更生緊急保護の活用を行っている。
- 主な対象者は就労自立が見込めるものとなっており、6ヶ月間援護して、就労支援(ハローワーク等)にも繋いでくれる。ただし、福祉にはつながらない。(自立支援センターとの違い)
- 協働の方法は、検事との相談で更生緊急保護につなぐことになったケースは、事前相談を社会復帰支援室より保護観察所に行い、釈放当日、改めて保護観察官と面談を行い、入所施設が決まる。
- 更生緊急保護重点実施は、3ヶ月以内に自立できるものとされており、釈放前に保護観察官の面接を受け、対象となりそうな場合、該当者となる。

新しい取組

- 被害者支援室と協働で、DV、虐待事案に取組をおこなっている。
- 最高検でも「刑事政策推進室」を立ち上げ、児童虐待対策、再犯防止、被害者保護を行い、特に児童虐待対策に力をいれる。